

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成23年 7 月 29 日

金 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県補助金等交付規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県補助金等交付規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成23年 7 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第22号

富山県補助金等交付規則の一部を改正する規則

富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（交付の決定をしないことができる場合）

第4条の2 前条の規定にかかわらず、知事は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- （1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- （2） 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
- （3） 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

第15条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第 4 条の 2 各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の富山県補助金等交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の決定がされる補助金等から適用し、同日前に交付の決定がされた補助金等については、なお従前の例による。

(財 政 課)